

# 「育児・介護休業制度相談窓口」 を開設しました！

育休って何回とれるの？  
期間は？

育児のために使える  
制度って何がある？

子供が生まれる労働  
者のために、会社が  
すべきことって？

労働者

企業担当者

育児・介護休業法に関するお問い合わせ、ご相談を受け付けています。改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。労働者、事業主、その他どなたでもご相談ください。

【相談窓口】青森労働局 雇用環境・均等室

住所：青森市新町2丁目4-25

TEL：017-734-4211

【受付時間】8時30分～17時15分

（土日祝日、年末年始除く）

【設置期間】令和3年11月1日～令和5年3月31日

## 育児・介護休業法が改正されます！

～令和4年4月1日より3段階で施行～

### 改正ポイント

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月1日施行）
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）
- 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日施行）
- 4 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1,000人超の企業が対象）  
（令和5年4月1日施行）